

別表第3

禁止行為	要件
危険物品の持込み	<ol style="list-style-type: none"> 1 専用の消火器が設けられていること。 2 防火管理者、火元責任者又は現場責任者による監視が行われ、かつ、事故が発生した場合、直ちに対応できる体制が確保されていること。 3 避難及び通行に支障がない場所であること。 4 禁止行為を行う指定場所に設けられている防災対象物品については、防災性能を有するものであること。 5 可燃物の転倒又は落下のおそれがない場所であること。 6 煙を発生する機器に使用する発煙剤については、第1石油類又は第2石油類に該当しないものであること。 7 危険物品の持込みに係る最大数量は、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物については、危政令別表第3に定める指定数量の100分の1未満であること。 (2) 可燃性固体類及び可燃性液体類については、条例別表第8に定める指定数量の100分の1未満であること。 (3) 可燃性ガスについては、ガスの総重量が0.5キログラム以下であり、かつ、容器の総容量が0.5キログラム以下であること。なお、容器の個数については、最小限度とすること。 (4) 火薬類の持込みについては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> ア 劇場等における演劇、音楽その他の芸能の公演、その他これらに類するものにおける演出の効果に使用するために持ち込む煙火については、種類及び量に応じ、1日の使用につき、次の個数以下とすること。 <ol style="list-style-type: none"> (ア) 原料をなす火薬又は爆薬が15グラム以下の煙火 50個 (イ) 原料をなす火薬又は爆薬が15グラムを超え30グラム以下の煙火 30個 (ウ) 原料をなす火薬又は爆薬が30グラムを超え50グラム以下の煙火 5個 (エ) 発煙筒、撮影用照明筒又は0.1グラム以下の煙火の持込みについては、最小限度の量とすること。 イ 劇場等における演劇、音楽その他の芸能の公演、その他これらに類するものにおける演出の効果で使用することを目的に持ち込む煙火以外の煙火については、玩具用煙火であり、当該煙火の原料である火薬又は爆薬の量に応じ、1回の使用

につき、次の個数未満とすること。

(7) 0.1グラム以下のもの 50個

(4) 0.1グラムを超え15グラム以下のもの 10個

(5) 火薬類については、ロッカー、金庫等堅固で施錠できるものに保管すること。

(6) 2以上の危険物品を1の承認に係る場所に持ち込もうとする場合は、当該持込みに係る危険物品の数量を、当該物品を持ち込むことができる最大数量で除し、その商の和が1以下であるときは、最大数量を超えていないものとして取り扱うものとする。